

酒田市立図書館設置条例の一部改正について（概要案）

酒田駅前再開発に伴い設置する（仮称）酒田市立ライブラリーセンターの管理に関する規定整備等を行うため、下記のとおり所要の改正を行うものです。

記

1 主な内容

- （仮称）酒田市立ライブラリーセンターの管理運営事項の規定
- 指定管理者制度関係規定の整備
- 図書館協議会の改編（⇒コミポ運営評価審議会に改編）
- 施行期日（供用開始日）は、規則に委任
- ライブラリーセンターの先行オープンに係る規定を経過措置で措置
- 本条例の改正に関連して酒田市総合文化センター設置条例等の改正

2 留意事項

施設名称は仮称扱いとし、後年、正式に決定し、条例改正の手続きを進める予定です。

3 施設の開館時間・使用料等

名称	開館時間・使用料等
ライブラリーセンター	【開館時間】 9:00～21:00（日・祝日は19:00まで） 【休館日】 12/29～1/3、毎月第2・4水曜日、 図書整理期間（7日以内）
	【研修室使用料】 760円/区分（使用区分④の場合は380円/区分） （使用区分 ①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～21:00 ④17:00～19:00(2h)※日・祝日のみ）